２公立香第１４３号

　　　　令和２年８月２５日

各　所　属　所　長

殿

各市町公立学校共済組合事務主管課長

公立学校共済組合香川支部

支部長　工 代 祐 司

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

標準報酬月額等に係る上限額の改定について

地方公務員等共済組合法施行令（昭和３７年政令第３５２号）の一部が改正され、厚生年金保険等の標準報酬月額について、施行日（令和２年９月１日）より下記の通りとなりますので、お知らせします。

記

１　標準報酬月額及び標準期末手当等

（１）厚生年金保険の標準報酬月額について、令和２年９月から現行の最高等級（３１等級：６２万円）の上に、更に１等級（３２等級：６５万円）を加える。

（２）標準期末手当等額についての最高限度額は、１５０万円（据え置き）となる。

（３）退職等年金給付の標準報酬月額及び標準期末手当等額についても、同様の改正が行われた。

　　２　改正後の上限額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 等級  （厚年） | 等級  （退職等） | 標準月額 | 標準報酬月額 |
| 第３１級 | 第３０級 | 605,000円以上635,000円未満 | 620,000円 |
| 第３２級 | 第３１級 | 635,000円以上 | 650,000円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【問い合わせ先】

公立学校共済組合香川支部

共済グループ　武田

０８７－８３２－３７９１（直通）